
大阪府子ども総合計画（事業計画）
＜追補版＞

平成30年3月

大阪府

目次

第1 追補版作成にあたって	2
第2 計画策定後の新たな動き等について	
1. 待機児童対策について	3
2. 第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画）の見直しについて.....	6
第3 教育・保育の量等の見込み及びその提供体制の確保について	
1. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保	8
2. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制	10
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保	11
4. 教育・保育を行う者の確保	16
5. その他	18

第1 追補版作成にあたって

大阪府子ども総合計画（事業計画）第3章は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画としています。また、本計画における教育・保育の量等の見込み及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量等の見込み及びその提供体制を集計したものとしています。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、平成29年度までに大阪府内の大多数の自治体において同計画の見直しが行われています。

基本指針においては、「都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」とされていることから、今回、大阪府子ども総合計画（事業計画）第3章の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を見直し、追補版を作成するものです。

なお、今回の見直しに当たっては、計画期間（平成27年度～平成31年度）の残余の期間を踏まえ、見直しの範囲は、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しに伴う、教育・保育の量等の見込み及びその提供体制の数値とそれに関連する項目のみとします。

市町村がそれぞれの市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うに当たっては、平成29年1月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡による「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に基づく等して、平成30年度及び平成31年度の量等の見込み及びその提供体制を見直しています。

平成29年12月に閣議決定された「幼児教育・保育の無償化」に関しては、現時点では影響が不明なため、次回見直し時に反映するものとします。

第2 計画策定後の新たな動き等について

平成27年度以降の、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関連する新たな国の動きと、大阪府の取り組みについて説明します。

1. 待機児童対策について

国においては、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図ることとしました。

一方、女性の就業率や保育の利用申し込み者数は、年々増加しているため、今後も保育ニーズが更に増えることを前提に、待機児童解消の取組を強化して必要があることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」が策定されました。

(1) 「子育て安心プラン」

「子育て安心プラン」は、2019年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも2020年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

(2) 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的に、事業主拠出金を財源として、平成28年4月に新たに創設されました。平成28、29年度で最大7万人分、平成30年度には、新たに2万人分の整備が予定されています。

本府では、女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消のため、商工労働部と福祉部が連携し、相談支援窓口の設置のほか、各種セミナーを開催するなど企業主導型保育事業の設置促進に取り組んでいます。

(3) 大阪府の待機児童解消に向けた取組みについて

■待機児童数の推移

		H25	H26	H27	H28	H29
4月	一般市町村	681人	461人	599人	801人	598人
	政令・中核市	709人	663人	766人	633人	592人
	合計	1,390人	1,124人	1,365人	1,434人	1,190人
10月	一般市町村	1,761人	1,470人	1,734人	1,612人	1,647人
	政令・中核市	1,508人	1,696人	1,615人	1,514人	2,275人
	合計	3,269人	3,166人	3,349人	3,126人	3,922人

■待機児童解消に向けた主な取組み

1. 保育所整備をはじめとする保育の量的拡大
 - 安心こども基金等を活用した保育所等の整備
H25～29年度の5年間で19,153人分の保育の拡大。H30年度は7,656人拡大見込み
 - 認定こども園への移行支援
すべての公私立の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、約3割が認定こども園（H29年4月現在）
H30年4月には、さらに71園が認定こども園に移行予定
 - 企業主導型保育事業の設置促進
設置を検討している企業への相談支援や保育の質に関するセミナー開催
府内では223施設4,638人分について助成決定を受ける（H30年2月末現在）
2. 既存ストックの活用
 - 府営住宅空室を活用した小規模保育事業（島本町(H28.11開設)、交野市(H29.4開設)）
 - 小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町）
 - 豊中市営公園での保育所整備（ふれあい緑地(H29.12開設)、豊中市羽鷹池公園(H30.4開設予定)
3. 保育士の確保
 - 地域限定保育士試験における「保育実技講習会」方式の導入
後期試験において、通常試験（実技試験）と地域限定試験（保育実技講習会）を全国で初めて同時実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における保育士資格者を増やす。
地域限定試験合格者（H27年度727人、H28年度448人、H29年度374人）
 - 商工労働部が行う公共職業訓練に「保育士資格取得コース」と「保育士復職応援科」を新設し、保育士の確保に向けて連携
 - 保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り起し
就職人数149人（H28年度実績）、登録者数1,824人（H29年12月末現在）
 - 保育士修学資金など5貸付事業による新規人材確保
保育士修学資金、保育補助者雇上支援、保育士の保育所復帰支援、再就職支援、子どもの預かり支援
貸付実績391件（H29年12月末現在）
 - 処遇改善加算による職場定着（保育士等キャリアアップ支援事業）
処遇改善の要件とされているキャリアアップ研修の実施機関の指定、研修実施機関による研修実施、研修修了者情報の管理
研修実施機関：3機関指定（H29年12月末現在）

■規制緩和に向けた取組み

「地方分権提案」及び「国家戦略特区」の両方に同じ内容で提案

○提案内容

1 保育に従事する人員の配置基準の緩和

職員配置基準内に「保育士」以外に府が養成を行う「保育支援員」を位置付け

2 保育所等の面積基準の緩和

認定こども園も緩和対象とすること及び要件（待機児童の人数、比較対象となる土地価格）の見直し

3 保育所等の採光基準の緩和

採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合を緩和

○地方分権提案に対する関係省庁の対応方針（H29年12月26日閣議決定）

人員の配置基準に係る年の基準日（年度当初）を年度途中に変更することによる影響等については、H30年度中に調査を行い、結論を得、必要な措置を講じる。

緩和要件のあり方等を検討しH29年度中に結論を出す。また、認定こども園も緩和対象とする。

保育所の円滑な整備などを後押しするため、採光基準を緩和（H29年度中）

○国家戦略特区の動き

WGにおいて議論を継続中

<当面の取組みの方向性>

引き続き、規制緩和の実現に向けて、地方分権改革提案募集制度や国家戦略特区を活用した取組みを進めていく。

2. 第二次大阪府社会的養護体制整備計画(都道府県推進計画)の見直しについて

平成 28 年および 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われました。

また、平成 29 年 8 月 2 日、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」報告書(新しい社会的養育ビジョン)において、従来の「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)に基づいて策定された都道府県推進計画(大阪府においては「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」)を抜本的に見直し、家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込むことが求められています。

今後、平成 30 年 3 月末までに示される予定である、全面的な見直しに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県推進計画の見直し要領」に基づき、「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」の見直しを 1 年前倒し、「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(仮称)」として策定します。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と都道府県推進計画との関係】

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

(記載事項(社会的養育関係部分))

(一) 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童相談所の体制の強化
- (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(二) 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進(里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進)
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

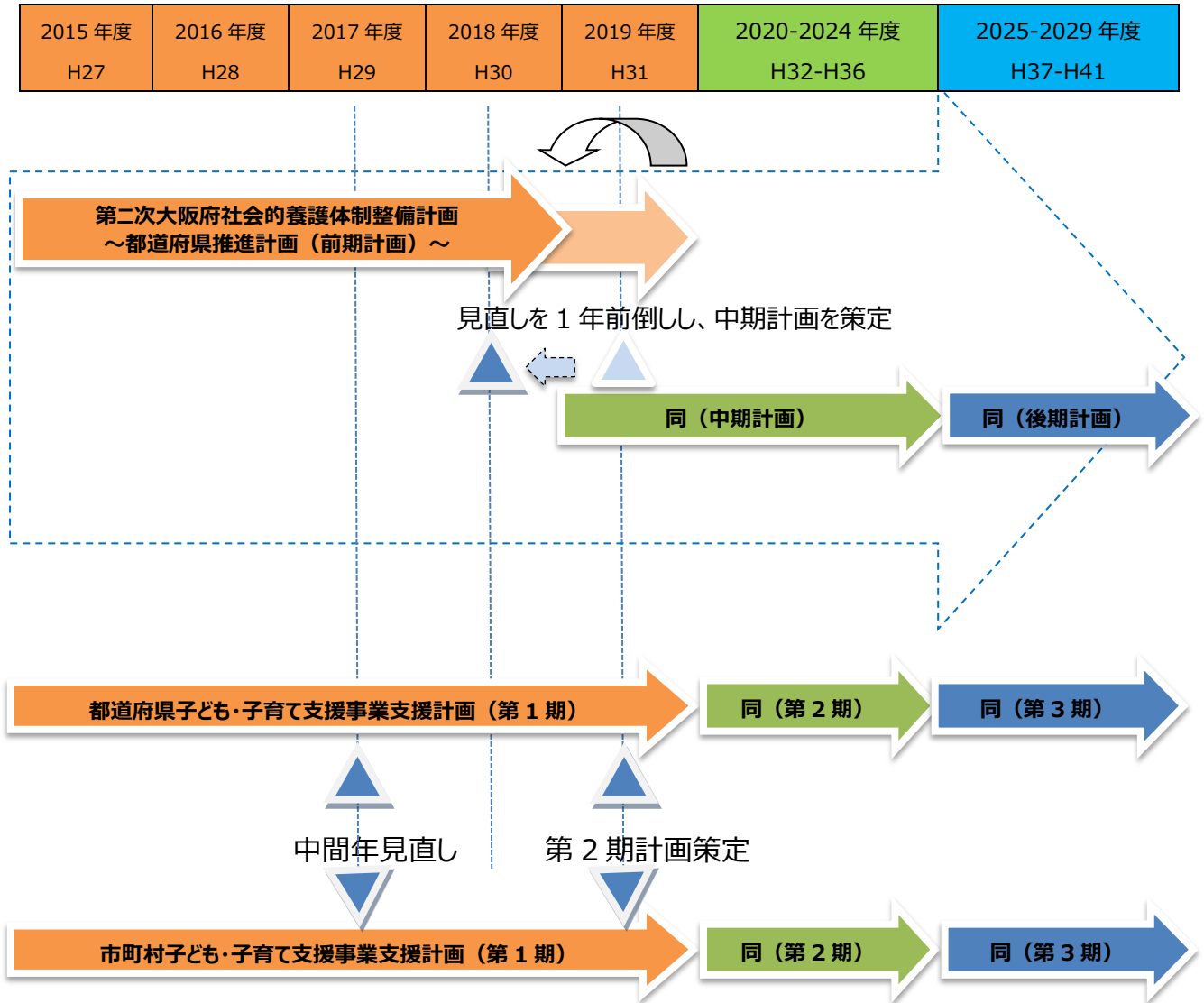
※現行計画上、整合性を図るとされている事項

都道府県推進計画

(記載事項(案))

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

【都道府県推進計画の見直しスケジュール】



第3 教育・保育の量等の見込み及びその提供体制について

本計画における教育・保育の量等の見込み及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量等の見込み及びその提供体制を集計したものとしています。府内市町村が行う市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせて、本計画における教育・保育の量等の見込み及びその提供体制の数値を次のとおりとします。

1. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保

平成 29 年 1 月 27 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡による「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に基づく等して、市町村が平成 30 年度及び平成 31 年度の量の見込み及びその提供体制を見直したものを集計し、大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量の見込み及びその提供体制を以下のとおり見直します。

(1) 教育・保育の量の見込み及びその提供体制（事業計画 p.68）

【見直し前】

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3~5歳児)				確保方策	3号認定 (1~2歳児)		3号認定 (0歳児)	
		量の見込み			確保方策		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計						
大阪市	30年度	26,898	34,066	60,964	71,736	20,347	20,677	4,028	4,333	
	31年度	26,919	34,100	61,019	71,737	20,362	20,677	4,032	4,333	
堺市	30年度	10,453	11,318	21,771	24,146	5,907	6,456	1,254	1,682	
	31年度	10,163	11,582	21,745	24,296	5,983	6,580	1,273	1,703	
北摂	30年度	25,607	19,325	44,932	52,104	12,136	12,809	3,182	3,433	
	31年度	25,271	19,114	44,385	51,821	11,989	12,756	3,146	3,427	
北河内	30年度	12,720	12,767	25,487	31,764	7,206	7,278	1,943	1,968	
	31年度	12,610	12,657	25,267	31,910	7,162	7,363	1,933	1,992	
中河内	30年度	9,226	8,986	18,212	21,553	4,656	4,793	1,197	1,185	
	31年度	9,003	8,869	17,872	21,659	4,623	4,853	1,197	1,206	
南河内	30年度	5,528	6,770	12,298	14,827	3,304	3,403	984	1,006	
	31年度	5,353	6,613	11,966	14,669	3,222	3,406	968	1,006	
泉州	30年度	9,609	12,395	22,004	28,108	5,962	6,282	1,558	1,657	
	31年度	9,396	12,122	21,518	28,073	5,900	6,327	1,545	1,666	
府内 全域	30年度	100,041	105,627	205,668	244,238	59,518	61,698	14,146	15,264	
	31年度	98,715	105,057	203,772	244,165	59,241	61,962	14,094	15,333	



【見直し後】

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3~5歳児)				確保方策	3号認定 (1~2歳児)		3号認定 (0歳児)	
		量の見込み			確保方策		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計						
大阪市	30年度	26,898	33,400	60,298	73,765	20,494	21,557	3,826	5,183	
	31年度	26,919	33,457	60,376	73,766	20,493	21,557	3,831	5,183	
堺市	30年度	11,481	11,009	22,490	25,369	6,888	6,580	1,371	1,703	
	31年度	11,191	11,210	22,401	25,678	6,952	7,128	1,412	1,727	
北摂	30年度	27,386	19,329	46,715	53,899	13,267	13,059	2,982	3,365	
	31年度	26,414	20,385	46,799	54,149	12,980	13,097	2,964	3,383	
北河内	30年度	12,735	13,031	25,766	31,665	8,664	8,350	1,946	2,130	
	31年度	12,323	13,326	25,649	32,111	8,916	8,756	2,076	2,246	
中河内	30年度	7,094	9,645	16,739	19,803	5,498	5,394	1,226	1,281	
	31年度	7,019	9,625	16,644	20,353	5,474	5,708	1,227	1,351	
南河内	30年度	5,674	6,907	12,581	14,412	3,503	3,344	1,007	996	
	31年度	5,514	6,812	12,326	14,454	3,423	3,423	1,000	1,014	
泉州	30年度	9,869	11,538	21,407	27,937	5,924	6,017	1,471	1,563	
	31年度	9,661	11,298	20,959	27,713	5,809	6,068	1,460	1,569	
府内 全域	30年度	101,137	104,859	205,996	246,850	64,238	64,301	13,829	16,221	
	31年度	99,041	106,113	205,154	248,224	64,047	65,737	13,970	16,473	

2. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制

認定こども園の目標設置数及び設置時期（事業計画 p.70）

平成 29 年度時点における大阪府の都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期を次のとおり見直します。

【見直し前】

		30 年度	31 年度
大阪市	幼保連携型	3	0
	それ以外	9	0
	計	12	0
堺市	幼保連携型	0	0
	それ以外	0	0
	計	0	0
北摂	幼保連携型	8	38
	それ以外	7	0
	計	15	38
北河内	幼保連携型	0	15
	それ以外	4	0
	計	4	15
中河内	幼保連携型	3	28
	それ以外	1	0
	計	4	28
南河内	幼保連携型	1	15
	それ以外	1	1
	計	2	16
泉州	幼保連携型	1	7
	それ以外	0	0
	計	1	7
府内全域	幼保連携型	16	103
	それ以外	22	1
	計	38	104

【見直し後】

30 年度	31 年度
3	0
0	0
3	0
2	1
1	0
3	1
45	75
6	7
51	82
9	5
3	2
12	7
8	9
2	3
10	12
6	7
1	0
7	7
20	23
0	2
20	25
93	120
13	14
106	134

◎ この表は、各年度において新たに認定こども園となる見込みの施設数を示しているもの（各市町村における設置見込数を集計）。

平成 29 年 4 月 1 日時点の認定こども園数 505 施設に、平成 30 年度～平成 31 年度中の設置見込数を加えると平成 32 年度当初における認定こども園の総数見込は 745 施設となる。

（※ 各市町村において類型が未定となっているものは幼保連携型として集計した。）

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

(事業計画 p.73～p.77)

大阪府の都道府県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制についても、平成 29 年 1 月 27 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡による「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に基づく等して、市町村が平成 30 年度及び平成 31 年度の量の見込み及びその提供体制を見直したものを集計し、以下のとおり見直します。

【見直し前】

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	30年度	24	24	8,265	8,558	4,696	7,049
	31年度	24	24	8,298	8,558	4,706	7,049
堺市	30年度	7	7	7,530	7,530	10,300	10,300
	31年度	7	7	7,880	7,530	10,400	10,400
北摂	30年度	21	22	12,847	21,089	16,732	15,011
	31年度	21	22	12,798	21,089	16,656	15,722
北河内	30年度	12	12	8,073	8,476	10,632	10,869
	31年度	12	12	7,989	8,476	10,564	10,868
中河内	30年度	9	9	4,006	5,143	7,192	7,752
	31年度	9	9	3,924	5,143	7,027	7,742
南河内	30年度	17	17	3,565	3,569	5,469	5,453
	31年度	17	17	3,523	3,569	5,412	5,417
泉州	30年度	22	22	9,412	10,905	8,317	8,629
	31年度	22	22	9,326	10,905	8,149	8,564
府内 全域	30年度	112	113	53,698	65,270	63,338	65,063
	31年度	112	113	53,738	65,270	62,914	65,762



【見直し後】

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	30年度	24	24	8,265	8,558	4,696	7,049
	31年度	24	24	8,298	8,734	4,706	7,049
堺市	30年度	15	15	7,530	7,530	11,890	11,890
	31年度	15	15	7,880	7,880	12,550	12,550
北摂	30年度	26	26	14,262	22,986	19,272	16,866
	31年度	26	26	14,495	23,661	19,928	17,669
北河内	30年度	16	16	10,726	11,129	10,908	11,486
	31年度	16	16	10,846	11,261	10,986	11,543
中河内	30年度	9	9	4,706	5,843	7,722	8,282
	31年度	9	9	4,734	5,903	7,717	8,432
南河内	30年度	18	18	3,565	3,569	5,536	5,516
	31年度	18	18	3,523	3,528	5,493	5,541
泉州	30年度	26	26	9,028	10,521	8,266	8,577
	31年度	28	29	9,005	10,540	8,100	8,515
府内 全域	30年度	134	134	58,082	70,136	68,290	69,666
	31年度	136	137	58,781	71,507	69,480	71,299

【見直し前】

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回)	(か所)	(人日)	(人日)
大阪市	30年度	40,903	40,903	67,464	124	1,352	1,352
	31年度	40,953	40,953	67,492	129	1,353	1,353
堺市	30年度	2,600	2,600	138,300	44	330	330
	31年度	2,600	2,600	138,300	44	330	330
北摂	30年度	51,879	47,185	725,728	129	876	990
	31年度	51,073	47,594	712,580	132	866	981
北河内	30年度	13,029	26,895	197,640	51	1,708	1,732
	31年度	12,992	27,138	206,883	54	1,738	1,762
中河内	30年度	28,181	12,790	98,196	48	1,685	1,700
	31年度	27,791	12,790	97,243	49	1,660	1,700
南河内	30年度	5,529	5,541	171,374	43	480	482
	31年度	5,435	5,451	167,708	44	461	464
泉州	30年度	8,221	9,743	98,212	70	457	567
	31年度	8,034	9,730	96,036	70	455	564
府内 全域	30年度	150,342	145,657	1,496,914	509	6,888	7,153
	31年度	148,878	146,256	1,486,242	522	6,863	7,154



【見直し後】

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回)	(か所)	(人日)	(人日)
大阪市	30年度	40,903	40,903	67,464	124	1,352	1,352
	31年度	40,953	40,953	67,492	129	1,353	1,353
堺市	30年度	2,600	2,600	143,300	43	520	520
	31年度	2,600	2,600	147,000	44	520	520
北摂	30年度	50,640	48,228	722,697	126	882	1,034
	31年度	50,001	49,569	710,765	129	874	1,025
北河内	30年度	13,377	27,243	256,976	49	1,522	1,546
	31年度	13,363	27,509	262,217	52	1,565	1,589
中河内	30年度	30,141	14,750	107,196	48	1,685	1,700
	31年度	30,131	15,130	114,243	51	1,660	1,700
南河内	30年度	6,489	6,257	167,558	42	480	482
	31年度	6,420	6,442	164,132	43	461	464
泉州	30年度	9,091	11,079	106,175	70	465	573
	31年度	8,955	11,468	104,790	72	463	568
府内 全域	30年度	153,241	151,060	1,571,366	502	6,906	7,207
	31年度	152,423	153,671	1,570,639	520	6,896	7,219

【見直し前】

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	30年度	989,843	989,843	116,132	118,496	5,603	5,603
	31年度	990,595	990,595	116,224	116,224	5,619	5,619
堺市	30年度	114,935	114,935	42,333	42,333	8,171	8,171
	31年度	132,518	132,518	45,365	45,365	8,316	8,316
北摂	30年度	962,611	1,670,059	219,674	254,372	14,760	16,433
	31年度	951,783	1,655,724	216,422	251,926	14,624	16,367
北河内	30年度	365,087	388,238	80,848	118,664	7,126	7,366
	31年度	358,781	381,353	79,810	118,577	7,075	7,315
中河内	30年度	342,574	353,992	86,746	89,228	13,946	17,778
	31年度	337,124	349,176	85,809	99,308	13,548	17,778
南河内	30年度	238,882	239,089	42,583	42,811	1,552	1,552
	31年度	232,628	232,864	41,812	42,218	1,534	1,534
泉州	30年度	265,244	407,058	29,738	39,366	5,914	9,175
	31年度	265,256	425,560	29,233	39,320	5,715	9,309
府内 全域	30年度	3,279,176	4,163,214	618,054	705,270	57,072	66,078
	31年度	3,268,685	4,167,790	614,675	712,938	56,431	66,238



【見直し後】

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	30年度	989,843	989,843	112,546	114,910	5,603	5,603
	31年度	990,595	990,595	112,638	112,638	5,619	5,619
堺市	30年度	118,260	117,700	18,460	18,460	7,600	7,600
	31年度	121,260	120,700	18,960	18,960	7,600	7,600
北摂	30年度	981,552	1,282,387	213,509	259,033	13,724	15,367
	31年度	973,755	1,275,108	210,563	257,725	13,623	15,353
北河内	30年度	529,380	575,459	89,032	123,717	8,122	8,362
	31年度	555,203	592,019	89,075	125,147	8,059	8,299
中河内	30年度	369,848	381,266	97,427	80,748	15,376	19,208
	31年度	363,725	375,777	96,349	100,908	14,978	19,208
南河内	30年度	211,322	203,539	42,583	42,262	1,552	1,552
	31年度	206,481	198,728	41,812	41,669	1,534	1,534
泉州	30年度	286,464	382,520	26,087	36,236	5,274	9,175
	31年度	283,759	380,980	25,678	36,275	5,116	9,321
府内 全域	30年度	3,486,669	3,932,714	599,644	675,366	57,251	66,867
	31年度	3,494,778	3,933,907	595,075	693,322	56,529	66,934

【見直し前】

区域	年度	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	妊産婦健診	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実費徴収に伴う補足給付事業	多様な主体の参入促進事業
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
		(人)	(人)	(人回)			
大阪市	30年度	19,782	987	302,600	1	0	1
	31年度	19,783	987	302,600	1	0	1
堺市	30年度	7,065	217	100,254	1	1	1
	31年度	6,965	215	98,854	1	1	1
北摂	30年度	13,400	1,271	185,593	10	6	5
	31年度	13,172	1,287	182,693	10	6	5
北河内	30年度	8,295	256	80,705	7	3	1
	31年度	8,297	262	80,842	7	3	1
中河内	30年度	5,489	559	76,676	3	1	1
	31年度	5,451	551	76,556	3	1	1
南河内	30年度	3,740	558	48,043	6	0	0
	31年度	3,672	556	47,003	6	1	1
泉州	30年度	6,540	702	85,495	9	2	0
	31年度	6,436	705	84,260	9	2	0
府内全域	30年度	64,311	4,550	879,366	37	13	9
	31年度	63,776	4,563	872,808	37	14	10



【見直し後】

区域	年度	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	妊産婦健診	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実費徴収に伴う補足給付事業	多様な主体の参入促進事業
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
		(人)	(人)	(人回)			
大阪市	30年度	19,782	987	302,600	1	1	1
	31年度	19,783	987	302,600	1	1	1
堺市	30年度	7,065	184	114,576	1	1	1
	31年度	6,965	182	112,976	1	1	1
北摂	30年度	14,055	1,303	194,362	10	6	5
	31年度	13,703	1,321	189,732	10	6	5
北河内	30年度	8,248	259	76,417	6	3	2
	31年度	8,237	266	76,039	6	3	2
中河内	30年度	5,599	559	76,676	3	2	1
	31年度	5,551	551	76,556	3	2	1
南河内	30年度	3,795	558	48,813	6	0	0
	31年度	3,727	556	47,773	6	0	0
泉州	30年度	6,486	763	86,728	10	2	0
	31年度	6,381	765	85,457	10	2	0
府内全域	30年度	65,030	4,613	900,172	37	15	10
	31年度	64,347	4,628	891,133	37	15	10

4. 教育・保育を行う者の確保

(事業計画 p.78～p.81)

市町村の量の見込みの見直しにより保育所や幼保連携型認定こども園等で従事する保育教諭及び保育士の必要見込み人数は、見直し前に比べ大幅に増加することになり、平成31年度には3,524人不足します。

このため、引き続き人材確保のための取組みを継続するとともに、新たな保育士試験の導入や規制緩和に向けた取組みを行っていきます。

① 教育・保育を行う者の需要人数

市町村が見直した平成30年度及び平成31年度の量の見込みに基づき、職員配置基準及びこれまでの職員配置の状況（職員配置基準を超えて配置されている職員数）を踏まえ、下表のとおり平成30年度及び平成31年度における教育・保育を行う者の必要見込み人数を算出しました。

【見直し前】			【見直し後】		
	平成30年度	平成31年度		平成30年度	平成31年度
保育教諭・保育士	26,561	26,496	保育教諭・保育士	30,420	30,472
うち保育教諭	7,119	7,102	うち保育教諭	9,771	10,245
うち保育士	19,442	19,394	うち保育士	20,649	20,227
幼稚園教諭	5,499	5,419	幼稚園教諭	4,284	4,244
保育従事者等	288	253	保育従事者等	313	308
合計	32,348	32,168	合計	35,017	35,024

※保育従事者等：地域型保育事業で保育士資格を有しない従事者。

※算出方法：「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出のためのワークシート」（平成26年10月 内閣府、文部科学省、厚生労働省）の算出方法。

② 人材確保の必要量

保育教諭及び保育士については、平成28年度実績からすると平成31年度には3,524人の確保が必要となります。

【実績と需要の差】			
	平成28年度	平成31年度	差
	実績(a)	需要(b)	a-b
保育教諭・保育士	26,948	30,472	▲ 3,524
うち保育教諭	7,146	10,245	▲ 3,099
うち保育士	19,802	20,227	▲ 425
幼稚園教諭	6,276	4,244	2,032
保育従事者等	148	308	▲ 160
合計	33,372	35,024	▲ 1,652

※実績は、社会福祉施設等調査（厚生労働省）及び学校基本調査（文部科学省）より常勤換算した人数。

※保育従事者等の実績は、社会福祉施設等調査での小規模保育事業の保育士資格を有しない従事者数であり、これ以外の保育所等の従事者数は含まれていない。

③ 人材育成及び就業の促進

人材育成及び就業促進の取組みとしては、国における処遇改善加算の実施や、市町村における保育士の宿舍借り上げ支援、保育士確保に係る給付事業などが実施されているところです。

府としては、人材を確保していくため、人材育成、就業継続支援、再就職支援の観点から、保育士修学資金貸付等事業の実施や保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士の復職支援などに引き続き取り組んでいくとともに、保育実技講習会方式による地域限定保育士試験の実施や職業訓練における保育士資格コースの設置など新たな取組みを進めていきます。

また、既存の枠組みにとらわれず、職員配置基準の緩和に向けた地方分権提案及び国家戦略特区の提案に取り組むこととしています。

これらの取組みを進めることで、平成31年度の必要見込み人数の確保を目指していきます。

■人材確保の主な取組み

[国]

- 就業継続支援
 - ・処遇改善加算の実施

[府]

- 人材育成
 - ・通常試験と保育実技講習会方式による地域限定保育士試験の同時実施
 - ・職業訓練における保育関連コースの設置
 - ・保育教諭確保のための資格取得支援事業
 - ・職員配置基準の緩和に向けた地方分権提案及び国家戦略特区の提案
- 就業継続支援
 - ・保育士等キャリアアップ研修の研修実施機関指定による実施

[府・政令市]

- 再就職支援・人材育成
 - ・保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の復職支援
 - ・保育士の資格取得及び復職を支援する保育士修学資金貸付等事業の実施

[市町村]

- 人材育成
 - ・子育て支援員研修の実施
- 就業継続支援
 - ・保育士確保に係る給付事業
 - ・保育士宿舍借り上げ支援事業
 - ・保育体制強化事業における保育支援者の配置による保育士の負担軽減
 - ・保育補助者雇上強化事業における保育補助者雇上げによる保育士の負担軽減

など

5. その他

「教育・保育の量の見込み及びその提供体制」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制」を見直したことに伴い、これらの確保方策の数値を平成 32 年度の数値目標としている部分について下記のとおり見直します。

重点施策⑥ 就学前の子育て支援の充実（事業計画 p.54）

5年後の大阪府の姿

	H26.4.1	H32.4.1	H32.4.1 (見直し後)
認定こども園の数	51 か所	821 か所	745 か所
保育の必要な児童の受け入れ数	153,916 人	177,796 人	184,130 人
地域子育て支援拠点事業の箇所数	466 か所	522 か所	520 か所
利用者支援事業の実施箇所数	0 か所	127 か所	137 か所

重点施策⑨ 児童虐待防止の取り組み（事業計画 p.57）

5年後の大阪府の姿

	H26.4.1	H32.4.1	H32.4.1 (見直し後)
地域子育て支援拠点の数（再掲）	466 か所	522 か所	520 か所
利用者支援事業の実施箇所数（再掲）	0 か所	127 か所	137 か所
養育支援訪問事業	39 市町村	41 市町村	43 市町村

別添 個別目標一覧

<基本方向3 子どもが成長できる社会>（事業計画 p.111）

事業名	項目	現状 (26年度当初)	目標値 (31年度末)	目標値 (31年度末) (見直し後)
認定こども園の普及促進	認定こども園の数	51 か所	821 か所	745 か所



福祉部子ども室子育て支援課

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6944)6677 / ファックス 06(6944)3052

平成30年3月